

適時開示の基準及びその取扱い

TOKYO AIM上場規程施行規則第9条第1項の規定により、日本の証券市場において適切な適時開示を行うための基準及びその取扱いは以下のとおりとする。

基準	基準の取扱い
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第1条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（取扱いで定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、直ちにその内容（第1号aに該当する場合で、第三者割当による募集株式等の割当てを行うときは、取扱いで定める事項を含む。）を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次のaからa oまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a 会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集を含む。）若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）又は株式若しくは新株予約権の売出し（特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等であって、このaに掲げる募集又は売出しに相当するものを含む。）</p> <p>b 前aに規定する募集若しくは売出しに係る発行登録（その取下げを含む。）又は当該発行登録に係る募集若しくは売出しのための需要状況の調査の開始</p> <p>c 資本金の額の減少</p> <p>d 資本準備金又は利益準備金の額の減少</p> <p>e 会社法第156条第1項（同法第163条及び第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定若しくはこれらに相当する外国の法令の規定又は協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号。以下「優先出資法」という。）第15条の規定による自己株式の取</p>	<p>(決定事実に係る軽微基準)</p> <p>第1条 基準第1条に規定する取扱いで定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。</p> <p>(1) 基準第1条第1号aに掲げる事項 会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者（協同組織金融機関が発行する優先出資を引き受ける者を含む。）の募集の払込金額又は売出価額の総額（当該有価証券が新株予約権証券である場合には、同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）の払込金額又は売出価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額）が1億円未満であると見込まれること（<u>特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等であって、この号に掲げる軽微基準に該当するものを含む。</u>）。ただし、株主割当（優先出資者割当を含む。）による場合及び買収防衛策の導入又は発動に伴う場合を除く。</p>

基準	基準の取扱い
<p>得</p> <p>f 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て</p> <p>g 株式の分割又は併合</p> <p>h 剰余金の配当</p> <p>i 株式交換</p> <p>j 株式移転</p> <p>k 合併</p> <p>l 会社分割</p> <p>m 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</p>	<p>(2) 基準第1条第1号mに掲げる事項</p> <p>a 事業の一部を譲渡する場合 次の(a)から(d)までに掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) 直前事業年度の末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における純資産額(資産の総額から負債の総額を控除して得た額(控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。))をいう。以下第3条までにおいて同じ。)の100分の30に相当する額未満であること。 (b) 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による売上高の減少額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。 (c) 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による経常利益の増加額又は減少額が直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 (d) 当該事業の譲渡の予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲渡による当期純利益の増加額又は減少額が直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 事業の全部又は一部を譲り受ける場合 次の(a)から(d)までに掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) 当該事業の譲受けによる資産の増加額が直前事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 (b) 当該事業の譲受けの予定日の属する事業年度及び翌事業年度の各事業年度においていずれも当該事業の譲受けによる売上高の増加額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p>

基準	基準の取扱い
	<p>設立が子会社等の設立に該当する場合を除く。)</p> <p>新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率(所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この条及び第4条において同じ。)を乗じて得たものがいずれも上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも上場会社の直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 業務上の提携の解消を行う場合</p> <p>当該業務上の提携の解消の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該業務上の提携の解消による売上高の減少額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(a)又は(b)に掲げる場合においては、当該(a)又は(b)のそれぞれに定める基準に該当すること。</p> <p>(a) 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合</p> <p>当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が上場会社の直前事業年度の末日における純資産額と資本金の額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の数が上場会社の直前事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であること。</p> <p>(b) 他の会社と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合</p> <p>新会社の直前事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の直前事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが上場会社の直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。</p>

基準	基準の取扱い
<p>q 子会社等（法第166条第5項に規定する子会社をいい、上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）にあっては、その子会社、関連会社その他の当取引所が必要と認める者をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項</p>	<p>(5) 基準第1条第1号qに掲げる事項 次のaからgまでに掲げるもののいずれにも該当する子会社等（連動子会社を除く。）の異動を伴うものであること。</p> <p>a 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の末日における総資産の帳簿価額（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額）が上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であること。</p> <p>b 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の売上高（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の売上高の見込額）が上場会社の直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。</p> <p>c 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の経常利益金額（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の経常利益金額の見込額）が上場会社の直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。</p> <p>d 子会社等又は新たに子会社等となる会社の直前事業年度の当期純利益金額（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する当該子会社等の各事業年度の当期純利益金額の見込額）が上場会社の直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。</p> <p>e 上場会社の直前事業年度における子会社等又は新たに子会社等となる会社からの仕入高（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該子会社等からの仕入高の見込額）が上場会社の直前事業年度の仕入高の総額の100分の10に相当する額未満であること。</p> <p>f 上場会社の直前事業年度における子会社等又は新たに子会社等となる会社に対する売上高（新たに子会社等を設立する場合には、子会社等の設立の予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該子会社等に対する売上高の見込額）が上場会社の直前事業年度の売上高の総額の100分の10に相当する額未満であること。</p>

基準	基準の取扱い
<p>r 固定資産（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第22号に掲げる固定資産をいう。以下同じ。）の譲渡又は取得</p>	<p>g 子会社等又は新たに子会社等となる会社の資本金の額又は出資の額が上場会社の資本金の額の100分の10に相当する額未満であること。</p> <p>(6) 基準第1条第1号rに掲げる事項</p> <p>a 固定資産を譲渡する場合 次の(a)から(c)までに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>(a) 上場会社の直前事業年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が同日における純資産額の100分の30に相当する額未満であること。</p> <p>(b) 当該固定資産の譲渡の予定日の属する事業年度において当該固定資産の譲渡による経常利益の増加額又は減少額が上場会社の直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(c) 当該固定資産の譲渡の予定日の属する事業年度において当該固定資産の譲渡による当期純利益の増加額又は減少額が上場会社の直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 固定資産を取得する場合 当該固定資産の取得価額が上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p>
<p>s リースによる固定資産の賃貸借</p>	<p>(7) 基準第1条第1号sに掲げる事項</p> <p>a リースによる固定資産の賃貸を行う場合 上場会社の直前事業年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が、同日における純資産額の100分の30に相当する額未満であること。</p> <p>b リースによる固定資産の賃借を行う場合 当該固定資産のリース金額の総額が上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p>
<p>t 事業の全部又は一部の休止又は廃止</p>	<p>(8) 基準第1条第1号tに掲げる事項 次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>a 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも</p>

基準	基準の取扱い
<p>u 国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対する株券等の上場の廃止又は登録の取消しに係る申請</p> <p>v 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て</p> <p>w 新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下同じ。）</p> <p>x 法第27条の2第1項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又は法第24条の6第1項に規定する上場株券等の法第27条の2の2第1項に規定する公開買付け</p> <p>y 当該上場会社が発行者である法第27条の2第1項に規定する株券等に係る前x前段に規定する公開買付け若しくは当該株券等に係る金融商品取引法施行令（昭和40年法律第321号。以下「施行令」という。）第31条に規定する買集め行為（以下このyにおいて「公開買付け等」という。）に対抗するための買付けその他の有償の譲受けの要請又は公開買付け等に関する意見の公表若しくは株主に対する表示</p> <p>z 上場会社又はその子会社等の役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与又は株式の発行</p> <p>a a 代表取締役又は代表執行役（協同組織金融機関を代表すべき役員を含む。）の異動</p> <p>a b 人員削減等の合理化</p>	<p>当該休止又は廃止による経常利益の増加額又は減少額が直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>c 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該休止又は廃止による当期純利益の増加額又は減少額が直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(9) 基準第1条第1号wに掲げる事項 新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下同じ。）の予定日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新たな事業の開始による売上高の増加額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前事業年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(10) 基準第1条第1号a bに掲げる事項 次のaからcまでに掲げるもののいずれに</p>

基準	基準の取扱い
<p>a c 商号又は名称の変更</p> <p>a d 単元株式数の変更又は単元株式数の定め の廃止若しくは新設</p> <p>a e 事業年度の末日の変更</p> <p>a f 預金保険法（昭和46年法律第34号） 第74条第5項の規定による申出</p> <p>a g 特定債務等の調整の促進のための特定 調停に関する法律（平成11年法律第158 号）に基づく特定調停手続による調停の申立 て</p> <p>a h 普通出資の総口数の増加を伴う事項</p> <p>a i 有価証券報告書若しくは発行者情報又 は四半期報告書に記載される財務諸表等又 は四半期財務諸表等の監査証明等を行う監 査法人の異動</p> <p>a j 財務諸表等又は四半期財務諸表等に継 続企業の前提に関する事項を注記すること。</p> <p>a k 株式事務を株式事務代行機関に委託し ないこと。</p> <p>a l 内部統制に開示すべき重要な不備があ る旨又は内部統制の評価結果を表明できな い旨を記載する内部統制報告書の提出</p> <p>a m 定款の変更</p> <p>a n 上場無議決権株式、上場議決権付株式 （複数の種類の議決権付株式を発行してい る会社が発行するものに限る。）又は上場優</p>	<p>も該当すること。</p> <p>a 合理化の実施の予定日の属する事業年度 開始の日から3年以内に開始する各事業年 度においていずれも当該合理化の実施によ る売上高の減少額が直前事業年度の売上高 の100分の10に相当する額未満であると 見込まれること。</p> <p>b 合理化の実施の予定日の属する事業年度 開始の日から3年以内に開始する各事業年 度においていずれも当該合理化の実施によ る経常利益の増加額又は減少額が直前事業 年度の経常利益金額の100分の30に相 当する額未満であると見込まれること。</p> <p>c 合理化の実施の予定日の属する事業年度 開始の日から3年以内に開始する各事業年 度においていずれも当該合理化の実施によ る当期純利益の増加額又は減少額が直前事 業年度の当期純利益金額の100分の30 に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(11) 基準第1条第1号a gに掲げる事項 上場会社の希望する調停条項において調停 の対象となる金銭債務の総額が、直前事業年度 の末日における債務の総額の100分の10 に相当する額未満であること。</p> <p>(12) 基準第1条第1号a mに掲げる事項 定款の変更理由が次のaからcまでのいず れかに該当すること。</p> <p>a 法令の改正等に伴う記載表現のみの変更</p> <p>b 本店所在地の変更</p> <p>c その他投資者の投資判断に及ぼす影響が 軽微なものとして当取引所が認める理由</p>

基準	基準の取扱い
<p>先株等（子会社連動配当株を除く。）に係る株式の内容その他のスキームの変更</p> <p>a o a から前 a n までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>(2) 次の a から x までに掲げる事実のいずれかが発生した場合</p> <p>a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害</p> <p>b 主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）又は筆頭株主（主要株主のうち所有株式数（他人（仮設人を含む。）名義のものを含み、同項に規定する株式の所有の態様その他の事情を勘案して有価証券の取引等の規制に関する内閣府</p>	<p>(第三者割当に関する事項の開示の取扱い)</p> <p>第1条の2 基準第1条に規定する取扱いで定める事項は、次の各号に掲げる内容をいう。</p> <p>(1) 割当てを受ける者の払込みに要する財産の存在について確認した内容</p> <p>(2) 次の a 及び b に掲げる事項（b に掲げる事項については、当取引所が必要と認める場合に限る。）</p> <p>a 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容</p> <p>b 払込金額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見等</p> <p>(3) 大規模な第三者割当に関する取締役会の判断の妥当性を担保する措置を講じる場合は、その内容</p> <p>(4) その他当取引所が投資判断上重要と認める事項</p> <p>(発生事実に係る軽微基準)</p> <p>第2条 基準第1条に規定する取扱いで定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。</p> <p>(1) 基準第1条第2号 a に掲げる事実 次の a から c までに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前事業年度の末日における純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>c 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p>

基準	基準の取扱い
<p>令（平成19年内閣府令第59号。以下この条及び次条において「取引規制府令」という。）で定めるものを除く。）の最も多い株主（優先出資法に規定する優先出資者を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の異動</p> <p>c 特定有価証券（法第163条第1項に規定する特定有価証券をいう。以下このcにおいて同じ。）又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止の原因となる事実</p> <p>d 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下同じ。）</p>	<p>(2) 基準第1条第2号dに掲げる事実</p> <p>a 訴えが提起された場合</p> <p>訴訟の目的の価額が直前事業年度の末日における純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該敗訴による売上高の減少額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合</p> <p>前aに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等（訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この条及び第4条において同じ。）の場合又は前aに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の(a)から(d)までのいずれにも該当すること。</p> <p>(a) 判決等により上場会社の給付する財産の額が直前事業年度の末日における純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(b) 判決等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による売上高の減少額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(c) 判決等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該判決等による経常利益の減少額が直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(d) 判決等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度に</p>

基準	基準の取扱い
<p>e 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。</p> <p>f 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発</p>	<p>においていずれも当該判決等による当期純利益の減少額が直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(3) 基準第1条第2号eに掲げる事実</p> <p>a 仮処分命令の申立てがなされた場合 当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該仮処分命令による売上高の減少額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合 前aに掲げる基準に該当する申立てについての裁判等（申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この条及び第4条において同じ。）の場合又は前aに掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の(a)から(c)までのいずれにも該当すること。</p> <p>(a) 裁判等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による売上高の減少額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(b) 裁判等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による経常利益の減少額が直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(c) 裁判等の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該裁判等による当期純利益の減少額が直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(4) 基準第1条第2号fに掲げる事実</p> <p>a 法令に基づく処分を受けた場合 法令に基づく処分を受けた日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該処分による売上高の減少額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p>

基準	基準の取扱い
<p>g 支配株主又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社の異動</p> <p>h 債権者その他の当該上場会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て又は通告(以下「破産手続開始の申立て等」という。)</p> <p>i 手形若しくは小切手の不渡り(支払資金の不足を事由とするものに限る。)又は手形交換所による取引停止処分(以下「不渡り等」という。)</p> <p>j 親会社等に係る破産手続開始の申立て等</p> <p>k 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。</p> <p>l 主要取引先(前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の100分の10以上である取引先をいう。以下同じ。)との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止</p> <p>m 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長(債務の免除に準ずると当取引所が認めるものに限る。)又は第三者による債務の引受け若しくは弁済</p>	<p>b 法令違反に係る告発がなされた場合 行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の直前事業年度の売上高が上場会社の当該事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。</p> <p>(5) 基準第1条第2号kに掲げる事実 次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>a 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前事業年度の末日における純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>c 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(6) 基準第1条第2号1に掲げる事実 取引先との取引の停止の日の属する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該取引の停止による売上高の減少額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(7) 基準第1条第2号mに掲げる事実 次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>a 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額(債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額)が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。</p> <p>b 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による経</p>

基準	基準の取扱い
<p>n 資源の発見</p> <p>o 株主（優先出資法に規定する普通出資者を含む。次のpにおいて同じ。）による株式若しくは新株予約権の発行又は自己株式の処分の差止めの請求</p> <p>p 株主による株主総会（普通出資者総会又は優先出資者総会を含む。）の招集の請求</p> <p>q 保有有価証券（当該上場会社の子会社等の株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。）の全部又は一部について、事業年度又は四半期会計期間の末日における時価額（当該日の金融商品取引所における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の金融商品取引所における最終価格）により算出した価額）が帳簿価額を下回ったこと（当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。）。</p> <p>r 社債に係る期限の利益の喪失</p> <p>s 有価証券報告書若しくは発行者情報又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う監査法人の異動（業務執行を決定する機関が、当該監査法人の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）</p> <p>t 監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる</p>	<p>常利益の増加額が直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>c 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による当期純利益の増加額が直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(8) 基準第1条第2号nに掲げる事実 発見された資源の採掘又は採取を開始する事業年度開始の日から3年以内に開始する各事業年度においていずれも当該資源を利用する事業による売上高の増加額が直前事業年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(9) 基準第1条第2号qに掲げる事実 次のa及びbに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>a 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、直前事業年度の経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。</p> <p>b 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、直前事業年度の当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。</p>

基準	基準の取扱い
<p>見込みのない旨の開示を行った場合を除く。)並びにこれらの開示を行った後提出したこと(当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたことを含む。)</p> <p>u 財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として監査法人の「除外事項を付した限定付適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」又は監査法人の「不適正意見」若しくは「否定的結論」若しくは「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」旨(特定事業会社にあつては、継続企業の前提に関する事項を除外事項として監査法人の「除外事項を付した限定付意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」及び「意見の表明をしない」旨を含む。)が記載されることとなったこと。</p> <p>v 内部統制報告書に対する内部統制監査報告書について、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。</p> <p>w 株式事務代行委託契約の解除の通知の受領その他株式事務を株式事務代行機関に委託しないこととなるおそれが生じたこと又は株式事務を株式事務代行機関に委託しないこととなったこと。</p> <p>x a から前wまでに掲げる事実のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p>	
<p>(子会社等の情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては取扱いで定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを、第3号aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第3号bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、当該子会社等について次のaからsまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p>	<p>(子会社等の決定事実に係る軽微基準)</p> <p>第3条 基準第2条に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして定める基準のうち同条第1号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、基準第1条第1号qに規定する上場外国会社(当取引所が必要と認める者に限る。)については、当取引所が定めるところによる。</p>

基準	基準の取扱い
<p>a 株式交換</p>	<p>(1) 基準第2条第1号aに掲げる事項 次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>a 当該株式交換による連結会社（上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額（連結財務諸表における純資産額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 当該株式交換による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>c 当該株式交換による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>d 当該株式交換による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p>
<p>b 株式移転</p>	<p>(2) 基準第2条第1号bに掲げる事項 次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>a 当該株式移転による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 当該株式移転による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>c 当該株式移転による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>d 当該株式移転による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p>
<p>c 合併</p>	<p>(3) 基準第2条第1号cに掲げる事項 次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>a 当該合併による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日</p>

基準	基準の取扱い
<p>d 会社分割</p> <p>e 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け</p>	<p>における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 当該合併による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>c 当該合併による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>d 当該合併による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(4) 基準第2条第1号dに掲げる事項 次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>a 当該会社分割による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 当該会社分割による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>c 当該会社分割による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>d 当該会社分割による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(5) 基準第2条第1号eに掲げる事項 次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>a 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>c 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p>

基準	基準の取扱い
	<p>0分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>d 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p>
<p>f 解散（合併による解散を除く。）</p>	<p>(6) 基準第2条第1号fに掲げる事項 次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>a 当該解散による連結会社の資産の額の減少額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 当該解散による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>c 当該解散による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>d 当該解散による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p>
<p>g 新製品又は新技術の企業化</p>	<p>(7) 基準第2条第1号gに掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が連結会社の直前連結会計年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p>
<p>h 業務上の提携又は業務上の提携の解消</p>	<p>(8) 基準第2条第1号hに掲げる事項 a 業務上の提携を行う場合 当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(a)又は(b)に掲げる場合においては、当該(a)又は(b)のそれぞれに</p>

基準	基準の取扱い
	<p>定める基準に該当すること。</p> <p>(a) 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合</p> <p>当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結財務諸表における資本金の額(以下この条において「連結資本金額」という。)とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあつては、新たに取得される株式の数が当該子会社等の直前事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であると見込まれること。</p> <p>(b) 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合(当該新会社の設立が孫会社(基準第2条第1号iに規定する孫会社をいう。以下同じ。)の設立に該当する場合を除く。)</p> <p>新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率を乗じて得たものがいずれも連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも連結会社の直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 業務上の提携の解消を行う場合</p> <p>当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(a)又は(b)に掲げる場合においては、当該(a)又は(b)のそれぞれに定める基準に該当すること。</p> <p>(a) 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合</p> <p>当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあつては、取得している株式又は持分の帳簿価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100</p>

基準	基準の取扱い
<p>i 孫会社（施行令第29条第2号に規定する孫会社をいい、上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）にあっては、その子会社等の子会社等をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項</p>	<p>分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の数が当該子会社等の直前事業年度の末日における発行済株式の総数の100分の5以下であること。</p> <p>(b) 他の会社と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合</p> <p>新会社の直前事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の直前事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが連結会社の直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。</p> <p>(9) 基準第2条第1号iに掲げる事項</p> <p>次のaからgまでに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>a 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の末日における総資産の帳簿価額（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額）が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。</p> <p>b 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の売上高（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の売上高の見込額）が連結会社の直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。</p> <p>c 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の経常利益金額（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の経常利益金額の見込額）が連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。</p> <p>d 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の当期純利益金額（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額）が連結会社の直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。</p>

基準	基準の取扱い
	<p>e 上場会社の直前事業年度における孫会社又は新たに孫会社となる会社からの仕入高（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する連結会社の各事業年度における当該孫会社からの仕入高の見込額）が上場会社の直前事業年度の仕入高の総額の100分の10に相当する額未満であること。</p> <p>f 上場会社の直前事業年度における孫会社又は新たに孫会社となる会社に対する売上高（新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する連結会社の各連結会計年度における当該孫会社に対する売上高の見込額）が上場会社の直前事業年度の売上高の総額の100分の10に相当する額未満であること。</p> <p>g 孫会社又は新たに孫会社となる会社の資本金の額又は出資の額が上場会社の資本金の額の100分の10に相当する額未満であること。</p>
<p>j 固定資産の譲渡又は取得</p>	<p>(10) 基準第2条第1号jに掲げる事項</p> <p>a 固定資産を譲渡する場合 次の(a)から(c)までに掲げるもののいずれにも該当すること。 (a) 連結会社の直前連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。 (b) 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結経常利益の増加額又は減少額が連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。 (c) 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結当期純利益の増加額又は減少額が連結会社の直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 固定資産を取得する場合 当該固定資産の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p>
<p>k リースによる固定資産の賃貸借</p>	<p>(11) 基準第2条第1号kに掲げる事項</p> <p>a リースによる固定資産の賃貸を行う場合 連結会社の直前連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が、同日における連結純資産額の100分の30に相当す</p>

基準	基準の取扱い
<p>1 事業の全部又は一部の休止又は廃止</p> <p>m 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て</p> <p>n 新たな事業の開始</p> <p>o 法第27条の2第1項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又は法第24条の6第1項に規定する上場株券等の法</p>	<p>る額未満であること。</p> <p>b リースによる固定資産の賃借を行う場合 当該固定資産のリース金額の総額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(12) 基準第2条第1号1に掲げる事項 次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>a 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>c 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(13) 基準第2条第1号nに掲げる事項 新たな事業の開始の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新たな事業の開始による売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前連結会計年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p>

基準	基準の取扱い
<p data-bbox="236 210 762 277">第27条の22の2第1項に規定する公開買付け</p> <p data-bbox="213 315 512 349">p 商号又は名称の変更</p> <p data-bbox="213 1003 759 1070">q 預金保険法第74条第5項の規定による申出</p> <p data-bbox="213 1077 762 1178">r 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく特定調停手続による調停の申立て</p> <p data-bbox="213 1294 783 1435">s aから前rまでに掲げる事項のほか、当該上場会社の子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p data-bbox="197 1442 783 1509">(2) 上場会社の子会社等に次のaから1までに掲げる事実のいずれかが発生した場合</p> <p data-bbox="213 1765 762 1832">a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害</p>	<p data-bbox="852 315 1422 416">(14) 基準第2条第1号pに掲げる事項 次のaからdまでに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p data-bbox="874 427 1422 595">a 当該子会社等に係る直前事業年度の末日における純資産額又は債務超過額が連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。</p> <p data-bbox="874 607 1422 707">b 当該子会社等の直前事業年度の売上高が連結会社の直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。</p> <p data-bbox="874 719 1422 853">c 当該子会社等の直前事業年度の経常利益金額が連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。</p> <p data-bbox="842 864 1422 999">d 当該子会社等の直前事業年度の当期純利益金額が連結会社の直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。</p> <p data-bbox="852 1077 1445 1245">(15) 基準第2条第1号rに掲げる事項 当該子会社等の希望する調停条項において調停の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。</p> <p data-bbox="852 1442 1445 1760">(子会社等の発生事実に係る軽微基準) 第4条 基準第2条に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして定める基準のうち同条第2号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。ただし、基準第1条第1号qに規定する上場外国会社(当取引所が必要と認める者に限る。)については、当取引所が定めるところによる。</p> <p data-bbox="852 1771 1422 1872">(1) 基準第2条第2号aに掲げる事実 次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p data-bbox="874 1883 1422 2051">a 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による被害を受けた資産の帳簿価額が連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であること。</p> <p data-bbox="874 2063 1422 2085">b 当該災害に起因する損害又は業務遂行の</p>

基準	基準の取扱い
<p>b 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことを。</p>	<p>過程で生じた損害による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>c 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の連結当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(2) 基準第2条第2号bに掲げる事実</p> <p>a 訴えが提起された場合</p> <p>訴訟の目的の価額が連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合</p> <p>前aに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又は前aに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の(a)から(d)までのいずれにも該当すること。</p> <p>(a) 判決等により給付する財産の額が連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(b) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(c) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結経常利益の減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(d) 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会</p>

基準	基準の取扱い
<p>c 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。</p> <p>d 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発</p>	<p>計年度においていずれも当該判決等による連結当期純利益の減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(3) 基準第2条第2号cに掲げる事実</p> <p>a 仮処分命令の申立てがなされた場合 当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおりに発せられたとした場合、当該申立ての日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該仮処分命令による売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合 前aに掲げる基準に該当する申立てについての裁判等の場合又は前aに掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次の(a)から(c)までのいずれにも該当すること。</p> <p>(a) 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(b) 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結経常利益の減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(c) 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結当期純利益の減少額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(4) 基準第2条第2号dに掲げる事実</p> <p>a 法令に基づく処分を受けた場合 法令に基づく処分を受けた日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該処</p>

基準	基準の取扱い
<p>e 債権者その他の当該子会社等以外の者による破産手続開始の申立て等</p> <p>f 不渡り等</p> <p>g 孫会社に係る破産手続開始の申立て等</p> <p>h 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。</p> <p>i 主要取引先との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止</p> <p>j 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長（債務の免除に準ずると当該取引所が認めるものに限る。）又は第三者による債務の引受け若しくは弁済</p>	<p>分による売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 法令違反に係る告発がなされた場合 行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の直前連結会計年度の売上高が連結会社の当該連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。</p> <p>(5) 基準第2条第2号hに掲げる事実 次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>a 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>b 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>c 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(6) 基準第2条第2号iに掲げる事実 取引先との取引の停止の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該取引の停止による売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(7) 基準第2条第2号jに掲げる事実 次のaからcまでに掲げるもののいずれにも該当すること。</p> <p>a 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額（債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額）が直前連結会計年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。</p> <p>b 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結経常利益の増加額が直前連結会計年度の</p>

基準	基準の取扱い
<p>k 資源の発見</p> <p>1 a から前kまでに掲げる事実のほか、当該子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>(3) 上場会社が連動子会社（取引規制府令第49条第11号に規定する連動子会社をいう。以下この号及び次条第3項において同じ。）を有している場合には、前2号のほか、当該連動子会社が次のa又はbに該当する場合</p> <p>a 連動子会社の業務執行を決定する機関が当該連動子会社について法第166条第2項第5号イからチまでに掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>b 連動子会社に法第166条第2項第6号イ又はロに掲げる事実が発生した場合</p>	<p>連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>c 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結当期純利益の増加額が直前連結会計年度の連結当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。</p> <p>(8) 基準第2条第2号kに掲げる事実 発見された資源の採掘又は採取を開始する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該資源を利用する事業による売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。</p>
<p>(予想値の修正等)</p> <p>第3条 上場会社は、当該上場会社の売上高、営業利益、経常利益若しくは純利益又は当該会社の属する企業集団の売上高、営業利益、経常利益若しくは純利益について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度又は前連結会計年度の実績値）に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当事業年度若しくは当連結会計年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして取扱いで定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p>	<p>(上場会社の予想値の修正)</p> <p>第5条 基準第3条第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして定める基準は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。</p> <p>(1) 売上高 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が1.1以上又は0.9以下であること。</p> <p>(2) 営業利益 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が1.3以</p>

基準	基準の取扱い
	<p>上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。</p> <p>(3) 経常利益 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。</p> <p>(4) 純利益 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。</p> <p>(5) 企業集団の売上高 新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が1.1以上又は0.9以下であること。</p> <p>(6) 企業集団の営業利益 新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。</p> <p>(7) 企業集団の経営利益 新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。</p> <p>(8) 企業集団の純利益</p>

基準	基準の取扱い
<p>2 上場会社は、当該上場会社の剰余金の配当について予想値を算出した場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>3 上場会社は、その子会社等（施行令第27条の2各号に掲げる有価証券の発行者及び連動子会社に限る。）の売上高、営業利益、経常利益又は純利益について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）に比較して当該子会社等が新たに算出した予想値又は当事業年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして取扱いで定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p>	<p>新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。</p> <p>（子会社等の予想値の修正）</p> <p>第6条 基準第3条第3項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして定める基準は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。</p> <p>(1) 売上高 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が1.1以上又は0.9以下であること。</p> <p>(2) 営業利益 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。</p> <p>(3) 経常利益 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。）であること。</p> <p>(4) 純利益 新たに算出した予想値又は当事業年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前事業年度の実績値）で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下（公表がされた直近の予想値</p>

基準	基準の取扱い
	又は当該予想値がない場合における公表がされた前事業年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。) であること。
第4条 削除	第7条及び第8条 削除
<p>(上場外国会社による情報の開示)</p> <p>第5条 上場外国会社は、第1条から第3条までのほか、次の各号に掲げる事実が発生した場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 株主(上場外国株預託証券等の所有者を含む。)又は会社の業績に重大な影響を与える会社制度に関する本国の法令等の変更</p> <p>(2) 外国において発生した上場外国株券等又は上場外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券等の流通に重大な影響を与える事実</p> <p>2 上場外国株預託証券等の発行者は、第1条から第3条まで及び前項のほか、上場外国株預託証券等に関する預託契約等その他の契約の変更又は終了その他の上場外国株預託証券等に関する権利等に重大な影響を与える事項を決定した場合又は当該権利等に重大な影響を与える事実が発生した場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p>	
<p>(MSCB等の転換又は行使の状況に関する開示)</p> <p>第6条 上場会社は、MSCB等を発行している場合は、毎月初めに、前月におけるMSCB等の転換又は行使の状況を開示しなければならない。</p> <p>2 上場会社は、MSCB等を発行している場合であって、月初からのMSCB等の転換累計若しくは行使累計又は同月中における開示後の転換累計若しくは行使累計が当該MSCB等の発行総額の10%以上となった場合には、直ちに当該転換又は行使の状況を開示しなければならない。</p>	
<p>(支配株主等に関する事項の開示)</p> <p>第7条 支配株主又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社を有する上場会社は、事業年度経過後3か月以内に、取扱いで定める支配株主等に関する事項を開示しなければならない。</p> <p>2 上場会社が親会社等(親会社等が会社である場合に限るものとし、親会社等が複数ある場合にあつては、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいい、その影響が同等であると認められる場合にあつては、いずれか一つの会社をいうものとする。)を有している場合において、当該親会社等の事業年度若しくは中間会計期間</p>	<p>(支配株主等に関する事項の開示の取扱い)</p> <p>第9条 基準第7条に規定する取扱いで定める支配株主等に関する事項とは、次の各号に定める事項をいう。</p> <p>(1) 親会社等の商号又は名称、上場会社の議決権に対する当該親会社等の所有割合及び当該親会社等が発行する株券等が上場されている国内の金融商品取引所又は上場若しくは継続的に取引されている外国金融商品取引所等の商号又は名称</p> <p>(2) 親会社等が複数ある場合は、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社等(影響が同等であると認められ</p>

基準	基準の取扱い
<p>(当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間。次項において同じ。)又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間(当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間。次項において同じ。)に係る決算の内容が定まったときは、上場会社は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、上場会社は同項に規定する開示を要しないものとする。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合であって、かつ、上場会社が当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち上場会社の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することを指定アドバイザーに書面により確約したときは、この限りでない。</p> <p>(1) 当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者である場合</p> <p>(2) 当該親会社等が外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券等の発行者である場合</p> <p>(3) 当該親会社等が上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が当該親会社等の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容を把握することが困難であると当取引所が認める者である場合</p> <p>(4) その他当取引所が適当と認める者である場合</p>	<p>るときは、そのすべての会社等)の商号又は名称及び当該会社等が上場会社に与える影響が最も大きいと認められる理由(影響が同等であると認められるときは、その理由)</p> <p>(3) 親会社等(親会社等が複数あるときは、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社等をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社等をいうものとする。)が基準第7条第3項の適用を受ける場合(当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者である場合又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券等の発行者である場合を除く。)には、同項の適用を当取引所に認められた理由</p> <p>(4) 親会社等の企業グループにおける位置付けその他の親会社等との関係</p> <p>(5) 支配株主等との取引に関する事項(財務諸表等規則第8条の10若しくは連結財務諸表規則第15条の4の2の規定により財務諸表若しくは連結財務諸表に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、次のaからcまでに掲げる者との取引に関する事項(上場外国会社にあつてはこれに相当する事項)をいう。)</p> <p>a 親会社等</p> <p>b 支配株主(親会社を除く。)及びその近親者</p> <p>c 前bに掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社</p> <p>(6) 規程第8条第1項第3号に規定する指針(当該指針に変更があつた場合には、当該変更後の指針を含む。)に定める方策の履行状況</p>
<p>(開示内容の変更又は訂正)</p> <p>第8条 上場会社は、第1条から前条まで又は規程第20条、第22条若しくは第23条の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、上場会社が第1条から前条まで又は規程第20条、第22条若しくは第23条の規定に基づき開示した内容と有価証券報告書、四半期報告書、有価証券届出書若しくは臨時報告書(これらの訂正報告書又は訂正届出書を含む。)、又は発行者情報若しくは特定証券情報(これらの訂正情報を含む。)における当該開示に係る内容に差異が生じた場合について準用する。</p>	

